

「市報くまがや」掲載広告基準

熊谷市が発行する「市報くまがや」（以下「市報」という。）に掲載する広告は、次の基準に基づき掲載する。

1 掲載できる広告は、市民生活に密着した公共性を有し、または市内の産業の発展に資するものであって、次に掲げる要件に該当するものを除くものとする。

- (1) 市の広報紙としての公共性及び品位を損なうおそれのあるもの。
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年・法律 122 号）第 2 条に掲げる営業に該当するもの。
- (3) 政治活動、宗教活動、意見広告に係るもの。
- (4) 公の秩序及び善良な風俗に反するもの。
- (5) その他市報に掲載する広告として不相当と認められるもの。